

別記1 窒素酸化物に係るばい煙発生施設等

番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設等	法の項番号	条例の項番号
1	ボイラー	1	—
2	ガス発生炉・加熱炉	2	—
3	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	3	4. 5. 6. 14. 15. 16
4	溶鋳炉・転炉・平炉	4	—
5	溶解炉	5	17. 18
6	金属加熱炉	6	19. 20
7	加熱炉	7	—
8	触媒再生塔	8	—
9	燃焼炉	8の2	—
10	焼成炉・溶融炉・加熱炉	9	11. 12. 13
11	反応炉・直火炉・加熱炉	10	1. 2. 3. 7. 8. 9
12	乾燥炉	11	23
13	電気炉	12	10. 21. 22
14	廃棄物焼却炉	13	24
15	焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	14	—
16	乾燥施設	15	—
17	反応炉	18	—
18	光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	19	—
19	焼成炉・溶解炉	21	—
20	乾燥炉・焼成炉	23	—
21	溶解炉	24	—
22	溶解炉	25	—
23	溶解炉・反射炉・反応炉・乾燥施設	26	—
24	吸収施設・濃縮施設	27	—
25	コークス炉	28	—

(注) 1. 「法の項番号」の欄は、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「令」という。)

別表第1の項番号による。

2. 「条例の項番号」の欄は、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成6年大阪府規則第81号。

以下「規則」という。)別表第3の1の項番号による。

3. 令別表第1の19の項、21の項及び23の項に掲げる施設については、窒素酸化物に係るばい煙発生施設等はこの表の窒素酸化物に係るばい煙発生施設等の欄に掲げる施設に限る。

別記2 窒素酸化物に係るばい煙発生施設等の排出濃度に係る指導基準

法の 項番号	条例の 項番号	区分 番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設等の種類		指導基準(O ₂ =0%) (ppm)	
1	—	1	ボイラー	ガスを専焼させるもの	100	
		2		固体燃料を燃焼させるもの	500	
		3		上記1.2に掲げるもの以外のもの	排煙脱硫装置を設置するもの(液体燃料を使用するものに限る。)	230
		4		上記以外のもの	120	
2	—	5	ガス発生炉のうち水素の製造の用に供するもの(天井バーナー燃焼方式のものに限る。)		—	
		6	上記5に掲げるもの以外のガス発生炉・加熱炉		100	
3	4. 5. 6. 14. 15. 16	7			重油煤を原料とするもの	—
		8	焙焼炉		上記以外のもの	*160
		9	焼結炉			550
		10	煨焼炉	アルミナの製造の用に供するもの		—
		11		上記10に掲げるもの以外のもの		—
4	—	12	溶 鋳 炉(熱風炉)		20	
		13	転 炉		**	
5	17. 18	14	溶 解 炉	合金鑄鉄の製造の用に供する反射炉	300	
		15		上記以外のもの	140	
6	19. 20	16			連続式	*210
		17	金属加熱炉		上記以外のもの	*120
7	—	18	加 熱 炉		130	
8	—	19	触媒再生塔		—	

8の2	—	20	燃 焼 炉			—	
9	11. 12. 13	21	焼成炉	石灰焼成炉	ガスを燃焼させるロータリキルン	—	
		22			上記以外のもの	—	
		23			セメントの製造の用に供するもの	—	
		24			骨材焼成炉	410	
		25			耐火レンガ又は耐火物原料の用に供するもの	—	
		26	溶解炉	板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供するもの	排煙脱硫装置を設置するもの(液体燃料を使用するものに限る。)	—	
		27			上記以外のもの	—	
		28			ガラスの製造の用に供するものうち上記26.27に掲げるもの以外のもの	ホーローフリットの製造の用に供するもの	2100
		29			タンク炉	880	
		30			るつぼ炉	340	
		31	上記以外のもの	880			
		32	上記21から31までに掲げるもの以外の焼成炉・溶融炉・加熱炉			240	
10	1. 2. 3. 7. 8. 9	33	反応炉・直火炉・加熱炉			250	
11	23	34	乾 燥 炉			* 190	
12	10. 21. 22	35	電 気 炉			* 650	
13	24	36	廃棄物焼却炉	一般廃棄物又は下水汚泥のうち公共施設において焼却するもの	250		
		37		上記以外のもの	400		
		38	焙 焼 炉			—	

14	—	39	焼結炉		—
		40	溶鋳炉		—
		41	転炉		—
		42	溶解炉		—
		43	乾燥炉		—
15	—	44	乾燥施設		180
18	—	45	反応炉		—
19	—	46	光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造用等の塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設		—
21	—	47	焼成炉		—
		48	溶解炉		—
23	—	49	乾燥炉		—
		50	焼成炉		—
24	—	51	溶解炉		180
25	—	52	溶解炉		—
26	—	53	溶解炉		—
		54	反射炉		—
		55	反応炉		—
		56	乾燥施設		—
27	—	57	吸収施設・濃縮施設		—
28	—	58	コークス炉	製鉄の用に供するオート一型のもの	500
		59		上記 58 に掲げるもの以外のもの	100

(注) 1.「法の項番号」の欄は、令別表第1の項番号による。

2.「条例の項番号」の欄は、規則別表第3の1の項番号による。

3.「窒素酸化物に係るばい煙発生施設等の種類」の欄は、大阪府告示第 1315 号(昭和 57 年 10 月 29 日)の別表第4に掲げるばい煙発生施設に準じる。

4.窒素酸化物に係るばい煙発生施設等の最大排出濃度が上表の基準値以下の場合、それを維持するものとする。

5.上表の—印は、市内に対象施設がないので指導基準を設定していない。

6.上表の*印は、標準的な施設における指導基準であり、特定の施設については、その排出特性を考慮して運用する。

7.上表の**印は、当面は指導基準を設定しない。

8.内燃機関については、「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物対策指導要領」を運用する。

9.この表により難いと認められる場合は、市長が別に定めるところによる。

別記3 新設ボイラーの窒素酸化物に係る排出濃度の指導基準

法の 項番号	条例の 項番号	区分 番号	窒素酸化物に係るばい煙発生施設等の種類		指導基準(O ₂ =0%) (ppm)
1	-	1	ボイラー	ガスを専焼させるもの	60
		4		上記及び固体燃料を燃焼させるもの以外で次に掲げるものを除く。 排煙脱硫装置を設置するもの(液体燃料を使用するものに限る。)	80

(注)1. 固体燃料については、市長が別に定めるところによる。

2. 新設ボイラーとは、平成4年10月1日以降に大気汚染防止法第6条第1項に規定する設置の届出が受理されたもの。

別記4. (窒素酸化物濃度等の測定及び窒素酸化物排出量の算出方法)

1. 窒素酸化物濃度の測定方法に関する事項

(1) JIS K0104 に規定されている窒素酸化物濃度分析方法により測定を行うこと。なお、自動測定器を用いて常時連続的に測定する場合にあつては、JIS K0104、JIS B7982 に定められた方法によること。また、昭和46年8月25日付け環大企第5号及び昭和48年8月8日付け環大企第133号に定める分析方法等に留意すること。

(2) 大気汚染防止法施行規則第15条第5号の規定による測定方法(昭和57年環境庁告示第49号、第50号)を用いる場合にあつては、窒素酸化物総量規制の実施に伴う窒素酸化物に係るばい煙濃度及び窒素酸化物の量の測定方法に関する告示(昭和58年大阪府告示第1143号)に従い、当該ばい煙発生施設の使用の状況等に係る指標と窒素酸化物濃度との間に十分な相関関係が確認される場合において適用することができる。

(3) 排ガス試料の採取にあつては、JIS K0095 の方法により測定に係る誤差要因を小さくすること。

(4) 測定機器の保守点検等にあつては、JIS K0104、JIS B7982 の方法により、常に適正な測定精度を確保すること。

なお、自動測定器を用いる場合にあつては、常時適正な維持管理に努めるとともに、校正は1週間を超えない作業期間毎に1回以上様式3に記録すること。

2. 残存酸素濃度の測定方法に関する事項

(1) JIS B7983 に規定されている酸素濃度自動測定器、または化学分析法により測定を行い、大気汚染防止法施行規則別表第3の2備考に掲げる窒素酸化物濃度の標準酸素濃度換算ができるようにすること。

ただし、窒素酸化物濃度自動測定器により常時測定を行っている施設では、酸素濃度自動測定器もあわせて設置すること。

(2) 自動測定器の保守点検等については、JIS B7983 によるものとし、試料採取、校正等については、前項(3)及び(4)に記載の方法により行うこと。

3. 測定の回数に関する事項

窒素酸化物濃度の測定は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設等において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量の区分に応じて、次表により行うこと。

ばい煙等	ばい煙発生施設等区分	測定頻度	測定方法
窒素酸化物	特定工場等以外の工場、事業場に設置されるもの 排出ガス量 4万m ³ /h以上 4万m ³ /h未満	1回/2ヶ月以上 2回/年以上 ※	大気汚染防止法施行規則別表第3の2備考
	特定工場等に設置されるもの 排出ガス量 4万m ³ /h以上で 下記以外の施設	常時	1. 規則別表第3の2備考 2. 環境庁長官が定める方法 (昭和57年環境庁告示第49号) ばい煙発生施設の使用の状況等に係る指標と1に示す方法による窒素酸化物濃度との間に認められる相関関係を用いて、その指標から窒素酸化物濃度を算定する方法。 3. 窒素酸化物総量規制の実施に伴う窒素酸化物に係るばい煙濃度及び窒素酸化物の量の測定方法に関する告示(昭和58年大阪府告示第1143号)
	4万m ³ /h以上で 環境庁長官の定める 場合(昭和57年環境 庁告示第50号)	1回/2ヶ月以上	1. 規則別表第3の2備考 2. 昭和58年大阪府告示第1143号
	4万m ³ /h未満	2回/年以上 ※	規則別表第3の2備考

(注)1. 環境庁告示第50号に示す場合

- (1) 2以上のばい煙発生施設等が①種類及び構造が同一であり、②同一のばい煙の発生に係る操業のもとで同一の方法により使用され③窒素酸化物の排出特性が同一であることがあらかじめ確認されている場合(少なくとも1のばい煙発生施設等を除く。)
- (2) 排出ガス量が4万m³/h以上のばい煙発生施設等又はこれを含む2以上のばい煙発生施設等で、排出口が集中されており、排出口において規則第7条の5第2項に掲げる測定方法又はそれと相関があると認められる方法により常時測定されている場合

- (3) 排出ガス量20万 m^3/h 未満のばい煙発生施設で、排出ガスの大部分が過剰空気であると認められる場合
 2. 排出ガス量が4万 m^3/h 未満のばい煙発生施設等で、継続して休止する期間が6月以上のものに係るばい煙量の測定回数を年1回以上とする。
 3. 排出ガス量は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大量とする。

4. 窒素酸化物排出量の算出方法に関する事項

1～3に定める測定方法等により、測定された窒素酸化物濃度を用いて、様式2に示す方法で、窒素酸化物年間排出量を算定すること。常時測定を行っている施設にあつては、自動測定器による測定値を十分活用すること。

別記5（排煙脱硝装置維持管理基準）

1. 排煙脱硝装置の出口濃度については、JIS K0104 及び JIS B7982、B7983 に定める窒素酸化物濃度自動測定器及び酸素濃度自動測定器、または大気汚染防止法施行規則第15条第5号の規定にもとづく測定法(昭和57年環境庁告示第49号、第50号、昭和58年大阪府告示第1143号)により、常に第4条の指導基準を下回ることを確認すること。
2. 窒素酸化物濃度自動測定器及び酸素濃度自動測定器の維持管理については、別記4の1及び2に定める方法により適正に行うこと。
3. 適正な運転管理を行うため、排煙脱硝装置の稼動状況が確認できる事項を把握しておくこと。